

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します

環境関連法規制等の動き 2019年11月(2019.10.22～2019.11.18)

法令情報

- 1-1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
＜政令第149号＞(以下4件2019.11.7公布、2019.11.16施行)
- 2. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備に関する政令 ＜政令第150号＞
- 3. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令
＜国土交通省令第43号＞
- 4. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令
＜経済産業・国土交通省令第3号＞
- 5. 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針の一部を改正する件
＜経済産業・国土交通・環境省告示第72号＞(2019.11.15公布、2019.11.16施行)

2019.5.17に公布された改正建築物省エネ法の一部が2019.11.16に施行されました。今回施行されたのは、住宅トップランナー制度対象への大手住宅事業者の追加や省エネ性能向上計画の認定対象に複数建築物の省エネ連携取組を追加する等です。また改正法の施行に伴い政令及び省令が改正されました。なお、省エネ基準適合対象となる新築等延べ面積の引き下げは改正法公布から2年以内の施行です。

一定数以上の注文戸建住宅等供給事業者並びに省エネ性能向上計画を作成する事業者等が対象です。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000904.html

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000846.html

＜参考＞電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190722&Mode=3>

2. 容器保安規則等の一部を改正する省令 ＜経済産業省令第41号＞(2019.11.12公布、2020.4.1施行)

現行、自動車の圧縮水素燃料装置用充填容器は繊維強化プラスチック製のみ使用できるが、これに加えて鋼製等の継目のない容器を使用可能とする等の改正です。

＜参考＞電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119082&Mode=3>

3. 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

＜環境省令第15号＞(2019.11.18公布、2019.12.1施行)

金属鉱業に属する特定事業場について、カドミウム及びその化合物の暫定排水基準(0.08mg/L)の適用期間を2年間延長する改正です。

金属鉱業に属する特定事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107431.html>

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

＜環境省令第14号＞(2019.11.8公布、2019.12.14施行)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に係る廃棄物処理法の改正に伴う改正です。(廃棄物処理業申請等の成年被後見人に係る事項等の見直し)

＜参考＞電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190032&Mode=3>

一般情報

1. 「環境問題に関する世論調査」の結果について (2019. 10. 25 環境省)

内閣府は、全国の3,000人(18歳以上)を対象に「環境問題に関する世論調査」を実施、結果を公表しました。プラスチックごみ問題に関する調査において関心度は89%と高く、さらに自身の取組としてできるだけレジ袋やストローを受け取らないとの回答が半数を占めました。また、自然共生社会に関する質問においても関心度は90%と高く、生物多様性の危険を招く要因として、地球温暖化や気候変動による生物に適した生息・生育地の減少や消失を挙げた人の割合は62%でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107352.html>

2. 外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果について (2019. 11. 5 環境省)

環境省は、都道府県及び産業廃棄物処理業者等に対して通算3回目となるアンケート調査を実施し、結果をとりまとめました。2019. 7. 末時点において廃プラスチック類の不法投棄は確認されていない一方、一部地域にて上限超過等の保管基準違反がありました。その他、自治体及び業者の対応状況等について記載しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106088.html>

3. 2019年度「ウォームビズ」について (2019. 11. 1 環境省)

環境省は、2005年度より提唱している「ウォームビズ」を今年度も推進していきます。2019. 11. 1から2020. 3. 31までの期間、室温20℃設定並びに暖かく過ごすための服装やアイテムの利用等を各種団体と連携して国民へ呼び掛けていきます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107371.html>

4. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2019. 10. 31 環境省)

北電テクノサービス株式会社の富山・石川・福井県のPCB汚染物洗浄施設が、廃棄物処理法第15条の4の4に基づく、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107343.html>

意見募集情報

1. 無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る

関係法令等の改正案に関する意見公募について (2019. 10. 31環境省)

環境省は、近年課題となっているPCBを含有する塗膜、感圧複写紙等の汚染物(PCB濃度0.5%~10%)の処理体制構築のための改正を実施します。PCB処理特措法(則第4条第1項)で規定される、塗布や付着等した高濃度PCB廃棄物等の濃度基準及び廃棄物処理法(法第15条の4の4)に基づく無害化処理に係る特例施設にて処理対象となるPCB汚染物の濃度基準(告示「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」)を5千→10万 mg/kgへ引き上げます。本内容に対する意見を2019. 11. 29まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107372.html>

2. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意見公募 (2019. 10. 28消防庁)

消防庁は、京都におけるガソリンでの爆発火災事件をうけて、同規則の改正を行います。ガソリンを容器に詰め替えて販売する際の本人・使用目的の確認及び販売記録の作成を義務付けます。消防庁は本改正内容に対する意見を2019. 11. 27まで募集しています。

〈参考〉総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubu01_02000218.html

公募情報

1. 「環境 人づくり企業大賞 2019」（環境人材育成に関する先進企業表彰）の募集開始について

(2019. 10. 28 環境省)

環境省は、環境に配慮した企業経営に向けて、自ら進んで行動する自社の社員を育成する企業の取組とその成果を表彰する「環境 人づくり企業大賞 2019」の募集を開始しました。本表彰を通じて、環境に配慮した経営やそのための人材育成を行う企業の取組を奨励することにより、環境・社会・経済の統合的向上に寄与する企業が増えることを目的としています。応募期間は、2019. 12. 26 迄です。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107362.html>

2. 2019年度 CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業成果発表会及び応募相談会の開催について

(2019. 11. 15環境省)

環境省は、エネルギー起源CO2の削減の推進と将来的な地球温暖化対策の強化に貢献することを目的とした題記事業において、民間企業等から提案を公募しています。本事業のこれまでの成果発表会を2019. 12. 16に、新規応募の相談会を2019. 12. 16及び12. 23に開催します。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107402.html>

3. 「複数建物の連携による省エネプロジェクト」の提案募集を開始します

— 今年度より創設した省エネ街区形成事業に関する公募 — (2019. 11. 18国交省)

国交省は、改正建築物省エネ法施行に伴い、エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける予定のある複数の建築物等においてエネルギー供給マネジメントシステムの導入等により街全体として高い省エネ性能を実現する事業に対して補助をします。補助対象は設計費、エネルギーマネジメントシステムの整備費及び建設工事費等です。応募期間は2019. 12. 18迄です。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000906.html

以 上